

がって、これは企教郡を除いた五郡に見られる年貢である。

二 地方支配とその役人たち

(一) 地方支配の主な役人

小倉藩の地方支配機構 小倉藩の地方支配機構と役職は、第9図のとおりである。郡代は在方支配の長として、小倉藩六郡の筋奉行・代官・山奉行・浦奉行を統括し、筋奉行は大庄屋・子供役・庄屋・方頭を統括した。大庄屋・子供役は一手永に一人ずつ、庄屋は一村に一人、方頭は村内の各集落からだいたい二五戸内外に一人、組頭は五戸に一人ずつ置いた。村役人の任免は、大庄屋・子供役は郡代が、庄屋は筋奉行が、方頭は大庄屋が、組頭は庄屋が任免した。

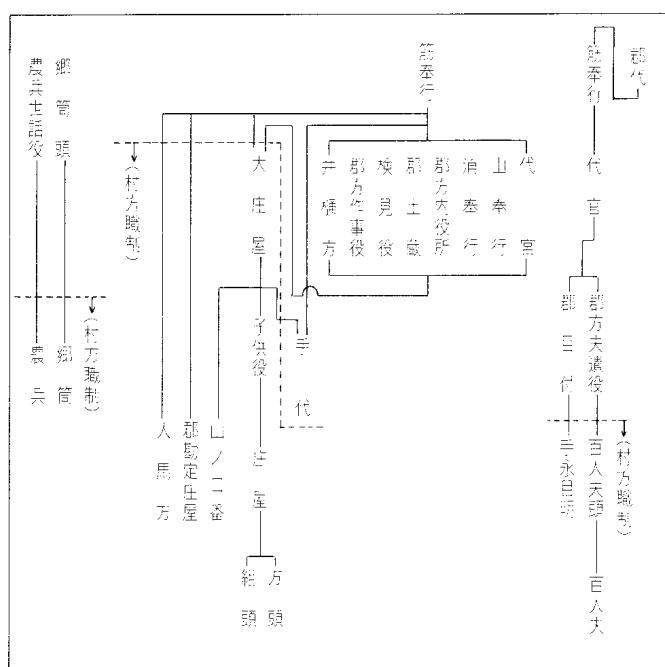
郡代 長官を郡代という。郡代（おおむね番頭の格式の者）が各郡の筋奉行（おおむね馬廻の格式の者）・代官・山奉行・浦奉行（おおむね御目見通の格式の者）一人ずつを監督指揮して、藩内在方の民政全般を統括した。その役所を郡方役所、または郡代役屋敷、地方ともいい、小倉藩の口御門外木町元馬場町に置いた。

倉城南の口御門外木町元馬場町に置いた。

郡代は慶応四年（一八六八）三月六日、藩政改革に伴い郡政局主事と改正され、明治二年には民政局と改正された。翌三年には郡代の役職は、大属という身分に位置付けられた。

筋奉行 郡の長官で、受け持ち郡内の政務全般を統括した。大庄屋の政務を指揮し監督した。役所には書役三、四人を置き、一手永に一人の手代を任用して、大庄屋の政務を補佐させた。

第9図 小倉藩の地方支配機構（『藩史大辞典』7巻から）



手代の身分は、御目見以下の武上であつた。慶応四年（明治元年）の藩政改革で郡宰と改称し明治三年には筋奉行の役職は、小属という身分に位置付けられた。

代官　　郡内の政務全般にわたつて、筋奉行とともに政務に從事して、筋奉行の職務を補佐した。

山奉行　　山林事務を統括した。郡内の山林を巡視して、口屋番・山ノ口役を指揮監督した。書役一、二人、山手代一人を置いていた。

筋奉行・代官・山奉行を郡方三役といった。

大 庄 屋 手永の長で、筋奉行が推薦して郡代が任免し、苗字帯刀が許され、役職に就任中は手永名を姓とし、四〇〇六〇石の給米が支給された。手永内の庄屋を指揮して、諸般の政務を担当した。役所に書役一人、助手数人を置いて、筋奉行の指揮を受けて、藩庁からの法令の伝達や、手永内の租税・宗門・司法・刑務・作事などの、あらゆる事務に従事した。役所には人別帳・田畠水帳・新地検地帳・山鑑などを備えていた。

子 供 役 筋奉行が推薦して郡代が任免し、苗字帯刀が許され、役職に就任中は手永名を姓とした。大庄屋の要請に応じて、役所に出勤して事務に従事した。

子供役の始まりは、寛永年間（一六二四—四四）城野手永中村大庄屋が、島原一揆に出陣した留守の間、子息が大庄屋の職務を補佐したのが始まりという。その奇特によって切米八石を褒賞されたことから、子供役のことを八石ともいう（『福岡県史稿』）。

手 代 郡役所に勤める下役の武士で、筋奉行の指揮、または大庄屋の要求によって、大庄屋の役所に出張して事務に参与したり、手永内の村を巡視し、警察事項を担当した。大庄屋・子供役・手代を手永三役といった。

庄 屋 一村の長で、大庄屋の推薦によつて筋奉行が任免して・治安など、村政全般にわたつて地方事務・訴訟事務を行い、村を代表する責任者であった。役宅には田畠水帳・田畠坪付帳・人別帳・年貢取立帳・宗門改帳などの帳簿を備えていた。

方 頭 庄屋の推薦によつて大庄屋が任免した。村内の各集落ごと（およそ二五戸ぐらい）に一人の割で二～四人ぐら

いを置いた。庄屋とともに政務に従事して、庄屋の職務を補佐した。

組 頭 庄屋が任免した。組頭は五人組の長で、五戸及びそれ未満に一人を置いた。組内の者は相互間の連帶責任を負わされていた。そのため組頭は、互いに違背の無いように注意し合うことに努めた。

庄屋・方頭・組頭を村方三役といつた。

これらの役人が在方（農村）を支配するのであるが、在方支配で最も重要として課せられていたのが、年貢の徵収であった。年貢徵収を確実にするための支配が、どのようにして行われていたのであらうか。

村の支配組織

藩の財政を支える基盤は、百姓からの年貢の取り立ての収入で賄われていたと言つても過言ではなかつた。そのため、年貢徵収が確実に、そして円滑に行われなければ、藩の経営が成り立たなかつた。藩から在方への伝達は郡代から筋奉行へ、筋奉行から大庄屋へ、そして大庄屋から在方へと伝達される。そこで地方を円滑に支配できるきめ細かい心配りが必要になつてくる。これができるのは農民による農民の支配で、その頂点に立つのが大庄屋であつた。大庄屋の第一の職務が、年貢納入の請負であることは言うまでもない。そのため、大庄屋は在地の名上であるとともに、農民に人望があり、そして統率力のある者が取り立てられた。このことは、年貢徵収を円滑に、そして確實にするうえで欠かすことのできない条件であつた。藩では、こうした条件にあつた者を大庄屋に任命して、藩の財政の確保を図つたのである。大庄屋は、その子供が元服するころから父の仕事を

手伝い、世襲制ではないが、実際には世襲のような形になっていた。

大庄屋の下には、子供役・手代が大庄屋を補佐して村々を支配していく。筋奉行からの伝達は、大庄屋から村々の庄屋へ伝えられ、村々には庄屋の下に、庄屋を補佐する方頭がいて、村内を統括した。末端の平百姓には、五戸を一組にしてその長に組頭を置いた。こうした地方支配組織が、きめ細かに在方支配を支えていたといえるのである。

農民は年貢 農民は年貢完納を第一に課せられていた。年貢皆済完納が第一

(完納)前に米を売って、年貢の未進(未納)を防ぐため、年貢の皆済までは商人の村入りを禁止した。

来る廿七日、当秋御年貢米初納め仰せ付けられ候に付、御郡中諸商人札廿四日限りことごとく取り上げ、大庄屋ども手前に預り置き、もちろん御所務内は商人ども村内徘徊いたし候はば、廻郡の者差し出し置召捕せ候条、銘々稠^ト數申し聞かせ候様、御郡中へ御申し触させあるべき候、以上

(文化九年)

八月十三日

(郡代)

平林茂兵衛

(「長井手永大庄屋」
日記・永井文書)

大庄屋中

藩では年貢を確実に徴収するために、こうした商人の年貢完納前の村入り商売を禁止する政策をとっていた。農民は生活必需品を求めるにもまず年貢の皆済が第一に課せられていた。

連帶責任制度 五戸を一組にした五人組には、連座の規定、年貢納

付のこと、その他生活全般にわたっての規則が定められていて。組内のことはすべて組員で、連帶責任を負わなければならなかった。したがって末端の百姓は、互いに違背の無いように監視し合う、五人組制度に縛られていた。組内で違背があれば五人組で責任を負

い、責任が負えなければ、村全体でその責任を負う連帶責任制度で、個人の自由は認められなかつた。

そのため、組内から出奔(欠け落ち)の者が出ると大変である。まず組の者に負担がかかるが、負担できるものでなく、結局は村請制の原則からして村民全部に負担がかかる。負担を負いかねて亡村(荒廃した村)になる懸念があり、藩はこうした出奔に対し、「生所を立ち去り候段は、必竟かねがね不人気惡情故の儀、重畠不届に付、向後右体不埒の者あれば、急度尋ね方申し付け、召捕え相糾の上、取り計らい申し付け候」(享和三年「長井手永大庄屋日記」と、厳しく取り締まることを命じている。

五人組制度と連帶責任制度は、年貢徴収や人民統制のために設けられた制度であつたといえる。

こうした制度のもとに、いかに確実に年貢徴収をしていくかが、大庄屋をはじめ、村役人に課せられた最も重要な職務であった。

(二) 犀川町域の村役人

現在の犀川町域

犀川町域は、大村・大熊・花熊・久富・続命院・

古川・本庄・ハツ溝・山鹿・木山・大坂・柳瀬・

崎山・谷口・喜多良・燈畑・木井馬場・犬丸・横瀬・内垣・上伊良原・

下伊良原・帆柱・扇谷・上高屋・下高屋・末江の各大字から成つてお

り、これらの大字は、藩政時代はそれぞれ独立した一村を成していた。

町域の各村を統括する手永は、長井手永が一六か村、節丸手永が一五か村の内一一か村、合わせて二一か村から成っている(第32表参照)。二か村の村高は九三五五・五八六石(延享三年)、軒数は三一

四八軒、人口は七八七八人(明治三年)である。これらの村々

を統括支配していくのが、長井・節丸両手永の大庄屋である。

長井手永と節

細川期の元和八年（一

丸手永の成立

六二二）の『小倉藩人

畜改帳（2）』（東京大学出版会）によると、仲津郡は、大村次郎左衛門（大村）、国作善七郎（国作村）、伊良原二郎兵衛（下伊良原村）、帆柱儀左衛門（上伊良原村）の支配となっていた。仲津郡の村々はこの四手永の惣庄屋によって支配されるのだが、その支配下の村々は不明である。

長井手永は、大村手永がのちに長井手永となつたことが、齋藤系図（正次）によつて知られる。系図によると、元和八年、長井村（現行橋市）に居住の長井（齋藤）儀左衛門は、細川氏によつて大村手永惣庄屋を命じられ、長井村から大村へ移住し、大村手永を「長井手永」と改称した、とある。長井手永の大庄屋は、のちに森氏に交替するのだが、それがいつの時点であるか現時点では確認できない。

森氏は大庄屋就任後は、代々長井手永大庄屋を世襲して明治維新を迎えていた。節丸手永は、伊良原手永と帆柱手永が統

第32表 長井手永・節丸手永の内犀川町域の村々

手永名	村名	村高	軒数	人口
長井手永	大村	石323.466	42	176
	熊村	550.486	71	309
	富熊	479.509	66	300
	院富	371.354	50	207
	川院	401.089	74	319
	庄古	437.550	59	257
	溝本	650.063	85	406
	鹿山	144.350	12	48
	坂山	330.129	53	218
	瀬木	646.387	69	277
	坂木	390.264	74	316
	瀬大	292.902	68	290
	山柳	689.683	142	622
	谷崎	282.464	14	69
	喜多	385.840	90	413
	良多	48.508	37	169
節丸手永	木井	馬場	443.303	133
	犬横	丸瀬垣	219.697	34
	内上	垣原	319.435	99
	下帆	原原	200.581	25
	扇	柱谷	357.168	96
	上高	屋谷	305.371	119
	下高	屋江	101.627	63
	末		19.264	19
			540.420	115
			221.946	34
合計		9355.586	3,148	7,878

※ 村高は延享3年（1746）（『豊前国小倉領郡村高辻帳』豊津藩歴史と風土（1）より）

※ 軒数・人口は明治3年（1870）（『京都郡誌』より）



長井手永初代惣庄屋儀左衛門の墓（大村）

役宅を構えて、天和三年（一六八三）に退役した、となっている。ここでは、白川氏の大庄屋の世襲は四代となっている。その後の節丸手永は、転勤による大庄屋が務めた。

帆柱手永は廃止され、節丸手永へ編入されるのだが、それがいつ廃止統合が行われたのか不明である。恐らく、小笠原氏が入国してから行つた手永の編成替えによる時期であろう。

細川氏のあと、小笠原氏の入部によつて、手永の編成替えが行われたようで、小笠原期の仲津郡は、長井手永・節丸手永・国作手永・平嶋手永・元永手永の五手永の編成となつてゐる。

大庄屋の手永支配

細川氏が入国すると、藩の經營に重要な年貢を円滑に徴収するために、在方支配を村の実情に精通して、人望があり、強い統率力を持つてゐるかつての在地土豪層を、村の取りまとめ役として惣庄屋（大庄屋）、庄屋に取り立てた。なかでも大庄屋の権限は極めて大きく、行政・税務・司法・宗門・作事など、諸般の政務が職責となつており、地方支配の実権を握つていた。

細川氏のあと、小倉小笠原藩は大庄屋・庄屋とも転勤制であった。大庄屋の姓氏は転勤によつてその手永名に改姓した。大庄屋の補佐役である子供役も同じように改姓している。手永名を苗字に使用できるのは、文政四年（一八二二）三月の通達で、大庄屋と子供役に限られた（北九州市立歴史博物館刊⁽³⁾）。

大庄屋・子供役に任命されると、職務の心得書が役所から渡された。

また「文久二年秋冬六郡より書上」（文書）によると、細川氏の入国後、安政二年（一八五五）八月、節丸仁左衛門が節丸手永大庄屋に就任した白川孫兵衛が初めて惣庄屋役になり、その後、治兵衛・十左衛門と世襲し、十左衛門のとき小笠原氏が入国、子の十左衛門のとき、節丸村に

合した手永で、伊良原手永は細川氏が入国して、下伊良原村の白川又七郎（のち孫兵衛）が惣庄屋に任命され、伊良原手永が成立した。以降孫兵衛の子次郎兵衛、その子重左衛門のとき小笠原氏が入封、重左衛門は引き続き大庄屋を務め、節丸村に在勤した。このときから、伊良原手永を節丸手永と改称した。重左衛門はその子治郎兵衛に家督を譲り、二男三之丞（のち十左衛門）を連れて節丸村に移住、十左衛門を跡役にした。十左衛門のあとは、兄治郎兵衛の子治郎兵衛、その子治兵衛、その子治郎兵衛、その子兵左衛門、その子治右衛門、その子治部平と代々節丸手永大庄屋を世襲した（『京都』）。

また「文久二年秋冬六郡より書上」（文書）によると、細川氏の入国後、白川孫兵衛が初めて惣庄屋役になり、その後、治兵衛・十左衛門と世襲し、十左衛門のとき小笠原氏が入国、子の十左衛門のとき、節丸村に

一常々油断無く相勤め、百姓は耕作に精を出し候様申し付け、検見、所務、



今は竹藪となっている長井手永役宅跡

年貢の取り立ては公平に申し付けること
一幕令、藩令をよく守り、庄屋・百姓から馳走、音物（贈物）を受け取らぬ
こと
一ひいき、私欲、非道、わがままをしないこと、また、縁者、親類などに頼
まれ、貸し借りの取り次ぎをしないこと

（「長井手永大庄屋日記」）

の三か条から成っている。大庄屋の職務は一番に年貢の取り立てが重
要な任務であつたことがわかる。そして公平な取り立てをすることを申

し付けている。不公平な取り立ては、百姓一揆、逃散などの原因となる
からである。心得書は、手永内を円滑に支配していくうえで、大庄屋と
して守らなければならない心得であった。

支配手永の政務は大庄屋の役宅で行われた。長井手永の役宅は大村
に、節丸手永の役宅は節丸村に置かれていた、役宅では、正月の年頭に
始まる庄屋の初寄りで伝達する年始の法令の順守から、秋の年貢の完納
まで、その職務は膨大の量で、書役三、四人を置いて政務の全般にわ
たって村々の庄屋を指揮した。その職務に対しても大庄屋役料が給され
た（第33表）。文政五年（一八二三）の仲津郡五手永の大庄屋居住村は第
34表のとおりである。明治二年（一八六九）七月二十九日に、大庄屋役

第33表 仲津郡大庄屋知行代米渡方（慶応元年）

大 庄 屋	役 高	免	物 成
長 井 又 藏	60石	3.8	22.8石
節 丸 古 助	40	3.8	15.2
国 作 昇右衛門	40	3.8	15.2
平 嶋 壮左衛門	40	3.8	15.2
元 永 茶兵衛	50	3.8	19.0

（「長井手永大庄屋日記」より）

第34表 仲津郡大庄屋居住村（文政5年10月）

手 永 名	大 庄 屋	居 住 村
長 井	長 井 覚 七	村 丸 作 井 木
節 丸	節 丸 覚 右衛門	
国 作	国 作 貞 右衛門	
平 嶋	平 嶋 三 左衛門	
元 永	元 永 進 七 左衛門	

（「長井手永大庄屋日記」より）

田は廃止されて、手永へ返された。

長井手永の大庄屋

長井手永の大庄屋は、前述の長井（齋藤）儀左衛門のほか、長井伝左衛門（天和二年＝一六八二）・長井幸右衛門（安永二年＝一七七三）・長井常右衛門（天明二年＝一七八二）が散見する。長井九郎左衛門・長井（森）甚左衛門・長井（森）堅吉（貞右衛門）・長井（森）覚七・長井（森）磯七・長井（森）又藏と続いている。

長井（森）磯七は長井（森）覚七の子で、磯七は天保十一年（一八四〇）から安政二年（一八五五）七月まで長井手永大庄屋を務め、国作手永大庄屋へ転勤した。長井手永大庄屋あとには磯七の子又藏がなり、親子で国作手永と長井手永の大庄屋を務めた。又藏のとき明治維新を迎えた。又藏は明治五年（一八七二）大庄屋職制廃止に伴い、同年五月十九日第四十九区区長となつた。

大庄屋職制廃止によつて又藏は、本姓の森姓を称したが、同姓が多く差し支えもあつて、同年九月に旧手永の号である長井の一子を改め、「永井」と改姓した。

節丸手永の大庄屋

節丸手永の大庄屋は、前述節丸（白川）氏の世襲のほか、節丸助右衛門（宝暦三年＝一七五三）が散見する。節丸（進）順平・節丸（進）七左衛門・節丸弥八郎（覚右衛門）・節丸（進）源之助・節丸元左衛門・節丸（畑）一作・節丸（友枝）多左衛門・節丸（藤河）長左衛門・節丸（進）礼藏・節丸九郎左衛門・節丸（勢嶋）六左衛門・節丸（永沼）仁助・節丸（白川）仁左衛門・節丸（筒井）武右衛門・節丸（藤河）古助・節丸（勢嶋）仁右衛門（二作）のとき明治維新を迎えた。

角田（畑）一作の節丸手永大庄屋へ転入に関して『中村平左衛門日記』(5)（北九州市立博物館刊）天保四年（一八三三）二月十二日の条に、

築城郡大庄屋角田一作（角田手永大庄屋）このたび、仲津郡節丸へ手永替え仰せ付けられ候由承る。この一作は、はなはだ才子にて談判の人物なり。仲津郡はなはだ困窮、當時筋奉行小出氏の思い付きと相察し候、小出氏も至つて功者の御方なり、深き思召ある事と相見え候、仲津郡は大庄屋これ迄至つて惰風に付、か様に相成候ことと思われ候こと

時は天保の飢饉（きまん）の始まりであつた。仲津郡の農村の疲弊は他郡に比べて困窮が進んでいたのである。仲津郡筋奉行小出段藏は、支配下の農村の立て直しを角田一作の才覚に賭けてのことといふ。天保飢饉のさなか、角田一作がどんな対策で農村の立て直しに対処したのか、現時点では確認できない。

長井手永の子供役

長井手永の子供役は、長井直七（安永二年）が散見し、長井儀左衛門が寛政八年（一七九六）から文化九年（一八一二）まで務めた。その間、寛政八年三月から同十一年一月まで節丸手永子供役を兼帶、文化元年から同九年まで古川庄村屋を兼帶した。

そのあと、統命院村庄屋で子供役見習（文化五年十一月から）の長井直七が、文化九年長井手永子供役に就任して長井健右衛門と改名した。子供役就任後も統命院村庄屋を兼帶、天保四年（一八三三）まで確認できる。

長井定兵衛（貞兵衛・順右衛門）は、花熊村庄屋のとき天保四年に長井手永子供役に就任、その後も花熊村庄屋を兼帶した。同六年には、さらにも山村庄屋も兼帶した。

節丸手永の子供役 節丸手永の子供役の初見は、大庄屋伊良原十右衛門（白川）の二男六之丞が、島原の乱に出陣して帰国の後子供役となり、天和三年（一六八三）まで四五年間務めた。

その跡は不明で、節丸浅左衛門（寛政元年＝一七八九）が散見し、長井儀左衛門（長井手永子供役）が寛政八年から同十一年春まで節丸手永子供役を兼常した。同年から文化八年（一八一一）まで節丸宗左衛門（白川）、文政九年（一八二六）には節丸音左衛門の名が出るが、翌十年十二月二十四日に節丸長左衛門に交替している。

嘉永元年（一八四八）九月十三日から永沼仁助（帆柱村庄屋）が代勤している。仁助の代勤は、節丸手永大庄屋に就任する同三年三月四日までであろう。そのあとを節丸長右衛門（古助と改名）が安政六年（一八五九）八月まで務め、同八月節丸手永大庄屋に就任している。

そのあと同年八月、節丸村庄屋の勢嶋仁右衛門が子供役に就任した。節丸村庄屋をそのまま兼常して、慶応二年（一八六六）八月二十三日まで務め節丸手永大庄屋へ就任した。その後、帆柱村庄屋の永沼彦作が同年八月二十三日子供役に就任した。帆柱村庄屋をそのまま兼常して、慶応四年（明治元年＝一八六八）三月十一日、子供役が廃止になるまで務めた。

犀川町域の庄屋

犀川町域の長井手永一六か村、節丸手永一一か村の庄屋は第35～46表のとおりである。庄屋にはそのままの役職に対して、庄屋役料が給せられた（第47表参照）。

長井手永の鎧畠村は、四八石余（延享三年＝一七四六）の小村であるためか、庄屋を置かなかつたようである。隣村の喜多良村庄屋が兼常するのが例となつていていたようである。同じように節丸手永の扇谷村は、一九石余

（延享三年）の小村で、一時期を除き他村の庄屋が兼常している。

ほかにも兼帶庄屋が多く見られる。例えば、安政四年（一八五七）の統命院村は子供役平嶋賢次郎が兼帶、木山村は古川村庄屋白石時助が兼帶、鎧畠村は喜多良庄村屋治平が兼帶、扇谷村は帆柱村庄屋且藏が兼帶、上高屋村は子供役節丸古助が兼帶庄屋である。

第47表 庄屋役料

村	高	役料
高ツ	1000石	70石
高ツ	900石	60石
高ツ	800石～700石	50石
高ツ	600石～500石	40石
高ツ	400石～300石	30石
高ツ	200石以下	20石

また、子供役が庄屋を兼帶することが多く見られる。子供役長井儀左衛門は古川村を兼帶、同長井健右衛門は統命院村・大坂村・久富村庄屋を兼帶、同長井定兵衛は花熊村・木山村・本庄村・大坂村庄屋を兼帶、同平嶋賢次郎は久富村・統命院村庄屋を兼帶、同長井順右衛門はハツ溝村庄屋を兼帶、同節丸古助は横瀬村・内垣村・上高屋村庄屋を兼帶、同永沼彦作は帆柱村・木井馬場村庄屋を兼帶している。

(3) 郡政の職制改革

在方支配には序列があつて、上下の階級がはつきりとした線で引かれていた。大庄屋を筆頭に平百姓までが、徹底した身分制度のもとに在方支配が行われた。しかし、幕末の小倉藩の動乱は、長州との戦争による小倉城の自焼、藩庁の香春（のち豊津）への移転、領内の困窮と続き、疲弊した領内を藩政改革で立て直しを目指した。在方においても役職の改革が進められた。第48表は

〃 2年(1805)	〃 3年(1806)	〃 4年(1807)	〃 5年(1808)	〃 6年(1809)
伊藤勘解由	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃 (2.6まで) 長井堅吉 (2.6から)	長井堅吉
〃	茂左衛門	市郎兵衛	〃	〃
〃 壮右衛門 (延右衛門 と改名)	〃	〃	〃	〃
(〃)	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃 (子供役見習)	〃
長井儀左衛門	〃	〃	〃	〃
〃 市郎兵衛	〃	〃	〃	〃
市郎兵衛	〃	〃 権治郎 (春から)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃 (惣兵衛と改名)	〃
佐兵衛	〃	〃	〃	〃
幸右衛門	覚七	〃	〃	〃
〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
〃 節丸七左衛門 (進)	節丸七左衛門	〃 (1.26まで) 節丸弥八郎 (1.26から)	節丸弥八郎	〃
				庄藏
又左衛門 (白川)	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
		徳右衛門		

第4章 近世

第35表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (1)

郡代		享和元年 (1801)	2年 (1802)	3年 (1803)	文化元年 (1804)
仲津郡筋奉行		朝比奈清左衛門		横山源太兵衛	横山源太兵衛
		源谷縫右衛門	"	山崎吉右衛門 (12.14まで) 井上与三左衛門 (12.14から)	井上与三左衛門
長	大庄屋	長井九郎左衛門	"	" 長井甚左衛門 (閏正月から)	長井甚左衛門
	大村	長井定兵衛 (春から)	"	壯助	"
	熊村	新右衛門	"	"	"
	花熊村	定兵衛	"	"	"
	久富村	治郎兵衛	"	"	" (山鹿、八ツ溝兼帶)
	続命院村	長井直七	"	"	"
	古川村	利平次	"	"	利平治 長井儀左衛門 (長井手永子供役が兼帶)
	本庄村	定兵衛	"	弥治兵衛	"
	八ツ溝村				治郎兵衛 (山鹿、久富兼帶)
	山鹿村		弥治兵衛	友助	友助 (12.28まで) 治郎兵衛 (久富、八ツ溝兼帶)
手	木山村	儀平次	"	"	"
	大坂村			安兵衛	"
	柳瀬村	仙七	半兵衛 仙七	仙七	" (嘉左衛門と改名)
	永崎山村	寛七	"	"	"
	谷口村	半左衛門	"	"	"
	喜多良村	治兵衛 (鎧畠兼帶)	" (")	" (")	" (")
	鎧畠村	治兵衛 (喜多良庄屋が兼帶)	("")	("")	("")
	大庄屋	節丸順平 (進)	"	"	"
節丸	木井馬場村			長左衛門	
	犬丸村				
	横瀬村				
	内垣村				
	上伊良原村	忠兵衛			
	下伊良原村				
	帆柱村	喜右衛門 (永沼)	"	"	"
	扇谷村				
永	上高屋村				
	下高屋村				
	末江村			徳右衛門	"

〃 11年(1814)	〃 12年(1815)	〃 13年(1816)	〃 14年(1817)	文政元年(1818)
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	長井定兵衛(花熊兼帶)	長井定兵衛(春まで) 治吉	治吉
〃	〃	〃	〃	〃
〃	治郎兵衛	〃	里右衛門	〃
幸左衛門	〃	〃	〃(春まで) 長井定兵衛(春から)	長井定兵衛
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	弥次兵衛	〃	〃
長井健右衛門	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	庄藏	〃	〃	〃
〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
〃	〃	〃	〃	〃
新助				
〃	〃	〃	〃	〃
〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)
〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)
吉郎右衛門				

第4章 近世

第36表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (2)

		文化7年 (1810)	〃 8年 (1811)	〃 9年 (1812)	〃 10年 (1813)
郡 代			平林茂兵衛	"	"
仲 津 郡 筋 奉 行		井上与三左衛門	"	"	"
	大 庄 屋	長井堅吉 (8. 貞右衛門と改名)	"	"	"
長	大 村	市郎兵衛 (山鹿兼帶)	"	"	藤兵衛 (谷口兼帶)
	大 熊 村	新右衛門	"	"	"
	花 熊 村	延右衛門	"	"	"
	久 富 村	治郎兵衛	"	"	"
井	統 命 院 村	長井直七	"	" (長井子供役となる) (4. 健右衛門と改名)	"
	古 川 村	長井儀左衛門 (長井子供役兼帶)	"	"	"
	本 庄 村	弥次兵衛	"	"	"
手	八 ツ 溝 村	弥市	" 九兵衛 (八ツ溝方頭から)	九兵衛	"
	山 鹿 村	市郎兵衛 (大村兼帶)	弥市	" (8.18 権次郎と改名)	"
	木 山 村	儀平次	円平 (儀平治伴)	"	"
永	大 坂 村	惣兵衛	"	"	" (3.23まで) 健右衛門 (3.23から兼帶)
	柳 瀬 村	清右衛門	庄兵衛	"	"
	崎 山 村	覚七	"	"	"
喜 多 良 鎧 畑	谷 口 村	勝兵衛		藤兵衛	" (大村兼帶)
	喜 多 良 村	治兵衛 (鎧畑兼帶)	" (")	" (")	" (")
	鎧 畑 村	治兵衛 (喜多良庄屋が兼帶)	(")	(")	(")
	大 庄 屋	節丸弥八郎	"	"	"
節 丸	木 井 馬 場 村				
	犬 丸 村		半兵衛		
	横 瀬 村	庄兵衛	"	"	
	内 垣 村				
手 永	上 伊 良 原 村				
	下 伊 良 原 村	又左衛門 (白川)	"	"	"
	帆 柱 村	喜右衛門	"	"	" (2.まで) 仁助永沼 (扇谷兼帶) (2.から) 仁助永沼 (2.から帆柱庄屋が兼帶)
	扇 谷 村				
	上 高 屋 村				
	下 高 屋 村				
	末 江 村				

〃 6年(1823)	〃 7年(1824)	〃 8年(1825)	〃 9年(1826)	〃 10年(1827)
〃	〃	〃	〃	〃
〃(3.17まで) 〃(3.17から4.9まで) 大堀彦右衛門 (4.9から)	大堀彦右衛門	〃(2.26まで) 佐藤恒兵衛(2.26から)	佐藤恒兵衛	〃
〃	〃	〃	〃	〃
権次郎	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃(12.24出奔) 長井健右衛門 (12.26から兼帶)	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃(8.12まで) 宇平治(8.12から) (9.1卯三郎と改名) 専兵衛(大坂庄屋が兼帶) (正月利兵衛と改名)	卯三郎	〃	〃	〃
〃(〃) 〃(正月利兵衛と改名)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
〃 (〃) 〃(正月利兵衛と改名)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
〃	〃	〃	〃	〃
〃(正月まで) (鎧畠兼帶) 治助(正月から) 〃(正月まで) 治助(正月から)	治助(〃) 治助(喜多良庄屋が兼帶)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)
〃	〃	〃	〃(4.5まで) 進七左衛門(4.5から)	進七左衛門
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	又兵衛	〃	〃
〃(〃) 〃(〃)	宗左衛門(白川) 〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)
〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)
				加来重作(12.24~)

第4章 近世

第37表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (3)

		文政2年 (1819)	〃 3年 (1820)	〃 4年 (1821)	〃 5年 (1822)
都 代		平林茂兵衛	〃 (6.16まで) 杉生十右衛門 (6.16)	杉生十右衛門	〃
仲 津 郡 筋 奉 行		井上与三右衛門	〃	佐藤桓兵衛	〃
長 井 手 永	大 庄 屋	長井貞右衛門	〃 (9.4まで) 長井覚七 (9.4崎 山庄屋から)	長井覚七	〃
	大 村	藤兵衛	〃 (花熊兼帶)	〃 (〃)	〃 (閏正月まで) 権次郎 (閏正月山 鹿庄屋から)
	大 熊 村	新右衛門 太四郎	〃 藤兵衛(大村兼帶)	〃 (〃)	〃
	久 富 村	治吉	〃	〃	〃
	統 命 院 村	長井健右衛門 (子 供役が兼帶)	〃	〃	〃
	古 川 村	里右衛門	〃	〃	〃
	本 庄 村	長井定兵衛	〃	〃	〃
	八 ツ 溝 村			九右衛門	〃
	山 鹿 村	権次郎	〃	〃	〃 (閏正月大村庄屋へ) 専兵衛 (閏正月から 大坂庄屋が兼帶)
	木 山 坂 村	円平 弥次兵衛	〃 (1. 専兵衛と改名)	〃	〃 (山鹿兼帶)
節 丸 手 永	柳 嵐 村	庄兵衛 覚七	〃 〃 (9.4長井手永大庄屋へ) 磯七 (9.4)	磯七	〃 〃
	谷 口 村	庄藏	〃	〃	〃
	喜 多 良 村	治兵衛 (鎧畠兼帶)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
	鎧 畠 村	治兵衛 (喜多良庄 屋が兼帶)	(〃)	(〃)	(〃)
節 丸 手 永	大 庄 屋	節丸弥八郎 (12. 覚右衛門と改名)	〃	〃	〃
	木 井 馬 場 村			長左衛門 (藤河)	〃
	犬 丸 村				半蔵
	横 瀬 村				徳右衛門
	内 垣 村				
	上 伊 良 原 村	又左衛門 (白川)	〃		
	下 伊 良 原 村	仁助 (扇谷兼帶)	〃 (〃)	〃 (〃)	治右衛門
	帆 扇 谷 村	仁助 (帆柱庄屋が兼帶)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
末	上 高 屋 村				
	下 高 屋 村				
末	江 村				

〃 3年 (1832)	〃 4年 (1833)	〃 5年 (1834)	〃 6年 (1835)	〃 7年 (1836)
〃 (7.晦死亡) 〃 (8.10から)	山田平右衛門	〃 原源太左衛門 (10月 から助役)	〃 (閏 7.9まで) 〃 (閏7.9から本役)	原源太左衛門
〃 (4.御広間番外へ) 小出段藏(4.から)	小出段藏	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
庄蔵	〃	〃	〃 治左衛門 (谷口庄 屋が兼帶)	治左衛門 (〃)
〃 長井定兵衛	〃 〃 (長井子供役とな る)(子供役兼帶)	〃 (8.作左衛門と改名) 〃 (〃)	〃 〃 (〃) (1.26から木山兼帶)	〃 庄太郎 (2.24花 熊村から)
〃 長井健右衛門 (続 命院庄屋が兼帶)	長井健右衛門 (〃)	〃	〃	〃 (続命院兼帶)
〃 利兵衛	〃	卯平次 伝藏	〃 〃 (2.6ハツ溝兼帶)	〃 (7.17まで) 長井健右衛門 (久 富庄屋が兼帶)
〃 (〃) 権次郎 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (1.26まで) 庄九郎 (柳瀬庄屋 から 2.6まで) 伝藏 (2.6古川庄 屋が兼帶)	〃 (〃)
〃	〃	〃	〃 (1.26までハツ 溝兼帶) (1.26から 柳瀬兼帶)	〃 (〃)
〃 藤兵衛 (藤右衛門 子)	藤兵衛	〃	〃 (1.26まで) 長井定兵衛 (1.26 花熊庄屋が兼帶)	長井官之助 (2.24 長井手永子供役が 兼帶)
〃	〃	〃	〃 (1.21まで) 庄九郎 (庄兵衛子) (1.21から) 権次郎 (1.26山鹿 庄屋が兼帶)	儀七 (崎山庄屋が 兼帶) 藤兵衛(再役)8.20
〃	〃	〃	〃	権次郎
〃	〃	〃	〃 (大坂兼帶) 平右衛門 (8.19崎 山村から)	
〃 (〃) 〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)

第4章 近世

第38表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (4)の1

		文政11年 (1828)	〃 12年 (1829)	天保元年 (1830)	〃 2年 (1831)
郡 代		杉生十右衛門 (7.17まで) 筧宇兵衛 (7.17から)	筧宇兵衛	〃	〃 (11月病気) 山田平右衛門 (兼勤) (11月から)
仲 津 郡 筋 奉 行		佐藤桓兵衛 大村藤兵衛 (上毛郡筋奉行から)	大村藤兵衛	〃	〃
長 井 手 永	大 庄 屋	長井覚七	〃	〃	〃
	大 村	権次郎	〃 (2.1ハツ溝兼帶)	〃 (〃)	〃 (山鹿庄屋へ) 庄蔵 (花熊庄屋から)
	大 熊 村	新右衛門	〃	〃	〃
	花 熊 村		藤右衛門 (2.1谷口庄屋へ) 庄蔵 (2.1谷口、ハツ溝庄屋から)	庄蔵	〃 (大庄村屋へ) 長井定兵衛 (春から本庄庄屋から)
	久 富 村			卯三郎 (2.5九左衛門と改名)	〃
	続 命 院 村	長井健右衛門(兼帶)	〃	〃	〃
	古 川 村	里右衛門	〃	〃	〃
	本 庄 村	長井定兵衛	〃	〃	〃 (春まで、花熊庄屋へ) 利兵衛 (山鹿庄屋から)
	八 ツ 溝 村	庄蔵 (谷口庄屋が兼帶)	庄蔵 (2.1花熊庄屋へ) 権次郎 (2.1大村庄屋が兼帶)	権次郎 (〃)	〃 (〃)
	山 鹿 村	利兵衛 (大坂庄屋が兼帶)	〃 (〃)	〃 (3.15大坂庄屋から)	〃 (本庄庄屋へ) 権次郎 (ハツ溝兼帶) (大庄村屋から)
手	木 山 村	円平	〃	〃	〃
	大 坂 村	利兵衛 (山鹿庄屋が兼帶)	〃 (〃)	〃 (3.15まで) 藤右衛門 (3.15谷口庄屋から)	藤右衛門
	柳 瀬 村	庄兵衛	〃	〃	〃
	崎 山 村	儀七	〃	〃	〃
	谷 口 村	庄蔵 (ハツ溝兼帶)	〃 (2.1花熊庄屋へ) 藤右衛門 (2.1花熊庄屋から)	〃 (3.15まで) 治左衛門 (3.15企救郡新道寺村から)	治左衛門
喜 多 良 鎧 煙 村	治助 (鎧烟兼帶)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
	治助 (喜多良庄屋が兼帶)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)

〃 3年 (1832)	〃 4年 (1833)	〃 5年 (1834)	〃 6年 (1835)	〃 7年 (1836)
〃 (7.晦死亡) 〃 (8.10から)	山田平右衛門	〃 原源太左衛門 (10月 から助役)	〃 (閏 7.9まで) 〃 (閏7.9から本役)	原源太左衛門
〃 (4.御広間番外へ) 小出段藏(4.から)	小出段藏	〃	〃	〃
	角田一作 (築城郡角 田手永大庄屋から)	節丸 (畑) 一作	〃	〃 (2.17角田手永へ) 友枝多左衛門 (2. 17友枝手永大庄屋 から)
		又兵衛 増兵衛 節丸長左衛門 (節丸 子供役が兼帶) 両兵衛	〃 〃 〃 (2.扇谷・帆柱 庄屋兼帶)	〃 〃 両平
仁助 (2.帆柱から)	〃	節丸長左衛門 (節丸 子供役が兼帶)	〃	〃
〃 (〃)	〃 (〃) 重蔵 (扇谷兼帶)	重蔵 (〃)	〃	仁助 (〃〃)
〃 (〃)	〃 (〃) 重蔵 (〃)	重蔵 (〃) 仁右衛門 半蔵 円治	仁助 (2月上伊良 原・扇谷兼帶)	〃

第4章 近世

第39表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (4)の2

		文政11年 (1828)	〃 12年 (1829)	天保元年 (1830)	〃 2年 (1831)
郡 代		杉生十右衛門 (7.17まで) 筧宇兵衛 (7.17から)	筧宇兵衛	〃	〃 (11月病気) 山田平右衛門 (兼勤) (11月から)
仲 津 郡 筋 奉 行		佐藤桓兵衛 大村藤兵衛 (上毛 郡筋奉行から)	大村藤兵衛	〃	〃
節	大 庄 屋	元永七左衛門 (10.6まで) 節丸 (進) 源之助 (10.6から)	節丸源之助	節丸元左衛門	〃
丸	木 井 馬 場 村				
	犬 丸 村			治郎右衛門	
	横 瀬 村				吉郎衛門
	内 垣 村				
手	上 伊 良 原 村		治部平		
	下 伊 良 原 村	宗左衛門 (白川)	〃	〃	〃
永	帆 柱 村	仁助 (扇谷兼帶)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
	扇 谷 村	仁助 (帆柱庄屋が兼帶)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
	上 高 屋 村				新助
	下 高 屋 村				両兵衛
	末 江 村				

〃 12年 (1841)	〃 13年 (1842)	〃 14年 (1843)	弘化元年 (1844)	〃 2年 (1845)
平林正兵衛	〃	〃	〃 (1.15 槍奉行寄合へ) 横川道蔵 (1.15から)	横川道蔵
〃	〃 (12まで) 西正左衛門 (12から)	西正左衛門	〃	〃
長井雄太郎	〃	〃	〃 (平嶋手永兼帶) (磯七と改名)	〃
	庄蔵	〃	〃	庄蔵 良平 (八ツ溝庄屋が兼帶)
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
	円平	〃	〃	〃
賢六	〃	〃	〃	〃
	伝蔵	森平	〃	〃
〃	〃	利兵衛 (再役)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃 (時助と改名、大村兼帶)
	弥兵衛	〃	〃	〃
	直七	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森只助
〃	〃	〃	〃	〃
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
〃	〃	〃	〃 (国作手永兼帶)	〃 (節丸礼蔵)
	節丸一郎右衛門 (節丸子供役が兼帶)	和三治		
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
		弁吉	新助 両兵衛	

第4章 近世

第40表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (5)

		天保 8年 (1837)	〃 9年 (1838)	〃 10年 (1839)	〃 11年 (1840)
郡 代		原源太左衛門	〃 平林正兵衛 (3.15から助役)	〃 〃	〃 (6.29大奉行となる) 〃
仲 津 郡 筋 奉 行		小出段藏	〃	〃 (5.17まで) 細野健助 (5.17から)	〃
長井手永子供役が兼帶)	大 庄 屋	長井寛七	〃	〃	〃 長井雄太郎
	大 村	治左衛門	〃	権治郎	円平
	大 熊 村	作左衛門	山田権治郎 (山鹿庄屋が兼帶)	新九郎	利助
	花 熊 村	庄太郎 (長井手永子供役が兼帶)	〃	〃	〃
	久 富 村				庄蔵
	続 命 院 村	長井健右衛門	〃	〃	賢六 (健右衛門子)
	古 川 村	伝蔵	〃		良平
	本 庄 村	利兵衛	〃 (谷口庄屋兼帶)	〃	〃
	八 ツ 溝 村	伝蔵	〃	〃	良平
	山 鹿 村	権治郎 (柳瀬兼帶)	〃	〃	〃
永谷口村	木 山 村	長井雄平 (長井手永子供役が兼帶)	〃	〃	
	大 坂 村	藤兵衛	〃	〃	〃
	柳 瀬 村	権次郎		平右衛門	〃
	崎 山 村	平右衛門	〃 (5.まで) 森磯七 (5.から)	磯七	〃
	喜 多 良 村	治助 (長末) (鎧畠兼帶)	利兵衛 (本庄庄屋が兼帶)		市郎兵衛
手永	鎧 畠 村	治助 (喜多良庄屋が兼帶)	(〃) 〃	(〃) 〃	(〃) 〃
	大 庄 屋	節丸多左衛門 (上毛郡友枝手永大庄屋) 節丸長左衛門 (藤河)	節丸長左衛門	〃	〃
	木 井 馬 場 村	又兵衛	〃	〃	
	犬 丸 村	増兵衛	〃	〃	
	横 瀬 村		弁右衛門	〃	〃
手永	内 垣 村		両兵衛	〃	〃
	上 伊 良 原 村	永沼仁助 (帆柱庄屋が兼帶)	〃 (〃)		
	下 伊 良 原 村	宗左衛門 (白川)	〃	〃	又三郎 (又左衛門) (白川)
	帆 柱 村	永沼仁助 (上伊良原・扇谷兼帶)	〃 (扇谷兼帶)	〃 (〃)	〃 (〃)
	扇 谷 村	永沼仁助 (帆柱庄屋が兼帶)	(〃)	(〃)	(〃)
木江村	上 高 屋 村	仁右衛門	〃		円次
	下 高 屋 村		円治		
	木 江 村		藤内		

〃 3年 (1850)	〃 4年 (1851)	〃 5年 (1852)	〃 6年 (1853)	安政元年 (1854)
〃	〃	〃	〃	〃 (4.7外様番頭へ) 河野四郎(4.7から)
〃 (6.26企救郡筋 奉行へ) 吉田九兵衛(6.26から)	吉田九兵衛 (2.23まで) 後藤半左衛門 (2.23 から)	後藤半左衛門 (5.14まで) 三宅円司(5.14から)	三宅円司	〃
〃	〃	〃	〃	〃
市郎兵衛	〃 (2.7柳瀬庄屋へ) 藤兵衛(2.7大坂庄屋から)	藤兵衛	〃	〃
長井又蔵	藤太郎 (12.大熊村から)	藤太郎	〃	〃
〃	〃 (3.まで) 岡平(利兵衛の子)(3.から)	岡平	〃	〃
賢六	〃 (3.統命院庄屋へ) 健次郎 (3.統命院庄 屋から)	健次郎 (10.15平嶋 子供役兼帶)	〃 (2.まで) 長井貞兵衛 (2.大 坂庄屋兼帶から)	長井貞兵衛(兼帶)
〃	〃 (3.久富庄屋へ) 賢六(3.久富庄屋から)	賢六	〃	〃 (真右衛門と改 名)
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃 (2.大坂庄屋へ) 弥兵衛(2.山鹿庄屋から)	弥兵衛	〃	〃
栄六	〃 (2.7山鹿庄屋へ) 宗平(2.7ハツ溝方頭 から)	宗平	〃	〃
〃	〃 (2.7本庄庄屋へ) 栄六(2.7ハツ溝庄屋 から)	栄六	〃	〃
卯左衛門	〃	〃	〃	〃
〃	〃 (2.7大庄村屋へ) 長井貞兵衛 (長井子 供役が兼帶)	長井貞兵衛	〃 (2.まで久富庄 屋兼帶へ) 彦九郎 (2.大坂方 頭から)	彦九郎
〃	〃 (2.7まで1.24崎山 兼帶) 市郎兵衛 (2.7大村 庄屋から)	市郎兵衛	〃	〃
〃	〃 (1.24まで) 紋次郎(1.24~2.7ま で柳瀬庄屋が兼帶) (2.7柳瀬庄屋から)	紋次郎	〃	〃 (1.21平右衛門 と改名)
里右衛門	〃 (3.まで)	治平	〃	〃
(〃)	治平 (治助の子)(3.から)	(鎧畠兼帶)	(〃)	(〃)
(〃)	〃 (3.まで) 治平 (3.から)	治平 (〃)	(〃)	(〃)

第4章 近世

第41表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (6)の1

郡代		弘化3年 (1846)	〃 4年 (1847)	嘉永元年 (1848)	〃 2年 (1849)
仲津郡筋奉行		横川道蔵	〃 (11月まで) 二木弥右衛門 (助助)	二木弥右衛門	〃
大庄屋		長井磯七	〃	〃	〃
長井	大村	賢平	〃	〃	〃 (1.21まで) 利兵衛 (花熊庄屋が兼帶) 市郎兵衛 (2月谷口庄屋から)
	大熊村	利助	〃 (2.4死) 利右衛門	里右衛門	里右衛門 (2.谷口庄屋へ) 長井良平 (2.八ツ溝庄屋から改名)
	花熊村	長井庄太郎 (改名 伸右衛門長井手永子供役が兼帶)	〃	〃 (貞兵衛と改名) (本庄庄屋へ)利兵衛 (本庄庄屋から)	山田利兵衛 (1.21 大村兼帶)
	久富村	円平	〃 (2.退) 茂平次 (円平の子 助左衛門と改名)	〃	卯左衛門 (2.まで) 賢六 (2.木山庄屋から)
	続命院村	賢六	〃 村上健次郎	〃	〃
	古川村	森平 (里右衛門と 改名)	時助 (白石)	〃	〃
	本庄村	利兵衛	〃	〃 (花熊庄屋へ) 長井貞兵衛 (花能庄屋から)	長井貞兵衛
	八ツ溝村	一郎兵衛	両平	〃	長井良平 (2.大熊庄屋へ) 八三郎 (2.木山村から) (5.21榮六と改名)
	山鹿村	弥兵衛	〃	〃	〃
	木山村	直七	賢六	賢六	〃 (2.まで) 卯左衛門 (2.久富庄屋から)
永崎山	大坂村	藤兵衛	〃	〃	〃
	柳瀬村	平右衛門 (2.13退) 紋次郎 (平右衛門子2.13就)	紋次郎	〃	〃
	永崎山村	森只助	〃	〃	〃
	谷口村	市郎兵衛	〃	〃	市郎兵衛 (2.大村庄屋へ) 里右衛門 (2.大熊庄屋から)
喜多良	喜多良村	治助 (長末) (鎧畠兼帶)	(〃)	(〃)	(〃)
	鎧畠村	治助 (喜多良庄屋 が兼帶)	(〃)	(〃)	(〃)

〃 3年 (1850)	〃 4年 (1851)	〃 5年 (1852)	〃 6年 (1853)	安政元年 (1854)
〃	〃	〃	〃	〃 (4.7外様番頭へ) 河野四郎(4.7から)
〃 (6.26企救郡筋 奉行へ) 吉田九兵衛(6.26から)	吉田九兵衛 (2.23まで) 後藤半左衛門 (2.23 から)	後藤半左衛門 (5.14まで) 三宅円司 (5.14から)	三宅円司	〃
〃 (3.4まで) 永沼仁助 (3.4か ら)	節丸 (永沼) 仁助 (1.24まで) 平嶋良平 (秋光) (1.24から)	平嶋良平 (4.13平嶋 大庄屋へ) 永沼仁助 (4.13から)	節丸仁助 (永沼)	〃 (7.16死) 長井 磯七兼帶 (7.) 節丸仁左衛門 (白川) (7.)
工藤 雄 蔵 (2.2ま で) 永沼 仁 助 (2.2上 伊良原庄屋から) (3.4節丸手永大庄 屋へ)甚六(3.下伊 良原庄屋が兼帶)	勢嶋仁右衛門 (2.28 から末江兼帶)	勢嶋仁右衛門 (2.28 節丸庄屋へ) 定次郎 (2.28末江庄 屋から)	定次郎 (2.23犬丸 庄屋へ) 只五郎 (2.23犬丸 庄屋から)	只五郎
市左衛門 (宮原)	庄太郎 (2.28下高屋 庄屋へ) 良兵衛	良兵衛 (壬2.まで)	只五郎 (2.23木井 馬場庄屋へ) 定次郎 (2.23木井 馬場庄屋から)	定次郎 (光富庄屋 へ) 弥八郎 (節丸村か ら) 清田弁吉 (1.19上 高屋庄屋が兼帶)
甚六 (2.2下伊良 原庄屋へ) 進半藏 (2.2下高 屋庄屋から)	進半藏 (2.28まで) 雄右衛門 (2.28末江 庄屋から)	雄右衛門 (2.28下高 屋庄屋へ) 弥兵衛 (2.28吉岡庄 屋から)	弥兵衛 (2.23まで) 和三次 (2.23下伊 良原庄屋から)	和三次 (2.4まで) 節丸吉助 (2.4子 供役が兼帶)
〃 (2.2木井馬場 庄屋へ) 惣平 (2.2下伊良原 庄屋から)	弥兵衛 (2.28吉岡庄 屋へ) 節丸長右衛門 (2.28 子供役が兼帶)	節丸長右衛門 (2.28 末江庄屋兼帶へ) 和三治 (2.28節丸庄 屋から)	和三治 (2.23内垣 庄屋へ) 治左衛門 (2.23下 伊良原庄屋から)	治左衛門
惣平 (2.2上伊良 原庄屋へ) 甚六 (2.2内垣庄 屋から)	治左衛門 (2.28下高 屋庄屋から)	"	" " (2.23上伊良原 庄屋へ) 又三郎 (2.23下伊 良原村から)	又三郎 (白川)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	" (〃) (2.27格式子供役)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
"	"	"	"	孫右衛門 (2.4末 江庄屋へ) 清田弁吉
進半藏 (2.2内垣 庄屋へ) 治作 (2.2下伊良 原村から)	治左衛門 (2.28下伊 良原庄屋へ) 庄太郎 (2.28犬丸庄 屋から)	庄太郎 (2.28吉岡庄 屋へ) 雄右衛門 (2.28内垣 庄屋から)	雄右衛門	" (2.4まで) 久兵衛 (2.4上伊 良原方頭から)
雄右衛門	" (2.28内垣庄屋 へ) 勢嶋仁右衛門(兼帶) (2.28から)(木井馬 場末江兼帶)	節丸長右衛門 (節丸 子供役が兼帶)	節丸古助 (長右衛 門が改名)	孫右衛門 (2.4上 高屋村から)

第4章 近世

第42表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (6)の2

		弘化3年 (1846)	〃 4年 (1847)	嘉永元年 (1848)	〃 2年 (1849)
郡 代		横川道蔵	〃 (11月まで) 二木弥右衛門	二木弥右衛門	〃
仲 津 郡 筋 奉 行		西正左衛門	〃	〃	〃 (8.23築城郡筋 奉行兼帶)
節 丸 手 永	大 庄 屋	節丸礼蔵 (進)	〃 節丸九郎左衛門	節丸九郎左衛門 (9.13まで) 節丸六左衛門 (9. 13大庄屋取計)	節丸六左衛門 (勢嶋)
	木 井 馬 場 村		弁右衛門 六兵衛	六兵衛	〃 (2.23節丸庄屋 へ) 工藤雄蔵 (2.23光 富庄屋から)
	犬 丸 村		両兵衛 (内垣兼帶) 弁吉	治作	増兵衛 (2.23下伊 良原庄屋から)
	横 瀬 村		又三郎	〃	又三郎 (2.23吉岡 庄屋へ) 市左衛門 (2.23下 高屋庄屋から)
	内 垣 村	両兵衛	両兵衛 (犬丸兼帶) 節丸彦右衛門		
	上 伊 良 原 村	永沼仁助 (帆柱庄 屋が兼帶)	〃 (〃)	仁助 (9.節丸子供 役取計)(帆柱庄屋 から)	永沼仁助 (〃)
	下 伊 良 原 村	又三郎 (白川)	〃	白川曾七郎 (退) 増兵衛 (吉岡庄屋 から)	増兵衛 (2.23犬丸 庄屋へ) 惣平 (2.23末江庄 屋から)
	帆 柱 村	永沼仁助 (扇谷、 上伊良原兼帶)	〃 (〃)	〃 (2.3まで) (9.子供役取計) 村平 (永沼) (2.3から) (扇谷兼帶)	〃 (〃)
	扇 谷 村	永沼仁助 (帆柱庄 屋が兼帶)	〃 (〃)	〃 (〃)(2.まで) 村平(〃)(2.から)	〃 (〃)
	上 高 屋 村		勢島仁右衛門	〃 (退) 弁吉 (犬丸庄屋から)	弁吉
	下 高 屋 村			次郎右衛門 嘉平 (光富村から)	市左衛門 (2.23横 瀬庄屋へ) 進半蔵 (2.23上原 庄屋から)
	末 江 村		孫左衛門	〃 (退) 惣平 (木井馬場村 から)	惣平 (2.23下伊良 原庄屋へ) 雄右衛門 (2.23下 伊良原村から)

〃 6年 (1859)	万延元年 (1860)	文久元年 (1861)	〃 2年 (1862)	〃 3年 (1863)
〃	〃	〃	〃	〃 杉生募(6.17取計)
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (4.24節丸手永兼帶)(8.〃免)	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃		
〃 新九郎	藤蔵 (岩崎) 〃	〃	〃	〃
〃	里右衛門 (林) 〃	吉右衛門 (林) 〃	〃	〃
〃	〃 (9.元平と改名)			
〃 (2.木山庄屋へ) 吉右衛門 (間3.木山庄屋から)	白石時助 (1.まで八ツ溝兼帶)	白石時助 (1.まで柳瀬兼帶)	惣太郎	〃 (間 8.2谷口庄屋へ) 宗平 (間 8.2谷口庄屋から)
〃 (2.本庄庄屋へ) 里右衛門 (2.谷口庄屋から)	里右衛門 (靄我)	〃	〃	〃
白石時助 (7.ハツ溝兼帶)	〃 (1.まで八ツ溝兼帶)	〃	〃	〃
〃 (2.谷口庄屋へ) 市平 (2.柳瀬庄屋から)(7.死亡) 白石時助 (7.20本庄庄屋が兼帶)	白石時助 (1.まで兼帶) 惣太郎 (1.柳瀬村から)	利兵衛 (1.まで兼帶) 弥兵衛 (1.山鹿村から再役)	平嶋賢次郎 〃	〃 (間 8.2まで) 弥八郎 (間 8.2から) 森虎太郎
〃 (利兵衛と改名) (2.柳瀬兼帶)	〃 (1.まで柳瀬兼帶)	〃	〃	弥八郎 (家成)
〃	〃 (間3.統命院庄屋へ) 平嶋賢次郎 (間3.統命院庄屋から)	平嶋賢次郎 〃	〃	〃
〃 (2.ハツ溝庄屋へ) 岡平 (利兵衛と改名)(2.山鹿庄屋が兼帶)	利兵衛 (1.まで兼帶) 弥兵衛 (1.山鹿村から再役)	弥兵衛 (6.死亡) 森虎太郎 (6.山鹿村格式子供役から)	〃	〃
〃 (2.古川庄屋へ) 宗平 (2.ハツ溝庄屋から)	宗平	〃	〃 (間8.2ハツ溝庄屋へ) 惣太郎 (間 8.2ハツ溝庄屋から)	惣太郎
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)

第4章 近世

第43表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (7)の1

		安政2年(1855)	〃3年(1856)	〃4年(1857)	〃5年(1858)
郡代		河野四郎	〃	〃	〃
仲津郡筋奉行		三宅円司(京都郡筋奉行兼帶)	〃(6.21思永館頭取へ) 和田藤左衛門(6.23兼帶7.17から)	和田藤左衛門	〃
大庄屋		長井磯七(7.国作大庄屋へ) 長井又藏(7.から磯七の子)	長井又藏	〃	〃
長井	大村	藤兵衛 (1.28まで) 吉右衛門(1.28統命院方頭から)	吉右衛門	〃 (2.木山庄屋へ) 卯左衛門(2.帰役木山村から)	卯左衛門 (1.兵内と改名)
	大熊村	藤太郎	〃	榮六(9.19まで) 清三郎(村上) (9.19花熊村から)	清三郎 (1.本役になる)
	花熊村	岡平	〃 (1.山鹿庄屋へ) 榮六(1.山鹿庄屋から)	丹蔵	〃(1.定三郎と改名)
	久富村	長井貞兵衛(長井子供役が兼帶)	〃(1.まで) 丹蔵(貞兵衛の子)(1.から)	平嶋賢次郎	〃
	統命院村	吉右衛門	〃(1.まで) 平嶋賢次郎(1.平嶋子供役が兼帶)	〃	〃
	古川村	白石時助	〃(9.木山兼帶)	〃(2.まで木山兼帶)	〃(本庄兼帶)
	本庄村	弥兵衛	〃	〃	〃(12.まで) 白石時助(12.古川庄屋が兼帶)
	八ツ溝村	宗平	〃	〃	〃
	手山鹿村	榮六	〃 (1.花熊庄屋へ) 岡平(1.花熊庄屋から)	岡平(山田)	〃
	木山村	卯左衛門	〃(8.まで) 白石時助(9.古川庄屋が兼帶)	〃(2.まで兼帶) 吉右衛門(2.大村庄屋から)	吉右衛門
永	大坂瀬村	彦九郎	〃	〃	〃
	柳瀬村	市郎兵衛	〃	〃(2.まで) 市平(2.喜多良庄屋見習から)	市平
	崎谷山村	平右衛門(林)	〃	〃	〃
	崎谷口村	里右衛門	〃	〃	〃
喜多良村		治平 (鎧畠兼帶)	(〃)	(〃)	(〃)
鎧畠村		治平(喜多良庄屋が兼帶)	(〃)	(〃)	(〃)

〃 6年 (1859)	万延元年 (1860)	文久元年 (1861)	〃 2年 (1862)	〃 3年 (1863)
〃	〃	〃	〃	〃 杉生募(6.17取計)
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (5.24死亡) 長井又藏 (5.24~ 8月まで長井手永 大庄屋が兼帶) 節丸古助 (8.節丸 子供役から)	節丸古助 (藤河)	〃	〃	〃
〃	〃 (2.節丸庄屋へ) 和三次 (2.木井馬場 村から再役)	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃 (2.24まで) 助三郎 (2.24木井 馬場村から)	〃
旦藏	〃 (2.まで) 順平 (2.上原庄屋か ら)	上田半兵衛	〃 (閏 8.8まで) 伴平 (閏 8.8内垣 村から)	伴平
〃	〃 (2.下高屋庄屋 へ) 上田半兵衛 (2.上高 屋庄屋から)	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
儀兵衛 (扇谷兼帶)	(〃)	(〃)	〃 (閏 8.8まで) 永沼彦作 (閏 8.8か ら)	永沼彦作
儀兵衛 (帆柱兼帶)	(〃)	(〃)	〃 (閏 8.8まで) 兵右衛門 (閏 8.8 扇谷方頭から)	兵右衛門
	上田半兵衛 (2.内垣 庄屋へ) 節丸仁右衛門 (節丸 兼帶) (2.から) 貞右衛門 (2.吉岡庄 屋へ) 助右衛門 (2.内垣庄 屋から)	節丸仁右衛門 (節丸 兼帶) 助右衛門 (1.まで) 庄兵衛 (1.木井馬場 方頭から)	〃 (閏 8.8まで) 作兵衛 (閏 8.8上 高屋方頭から)	〃
彦左衛門	〃	〃	庄兵衛	〃
			〃	〃

第4章 近世

第44表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (7)の2

		安政2年 (1855)	〃 3年 (1856)	〃 4年 (1857)	〃 5年 (1858)
郡 代		河野四郎	〃	〃	〃
仲 津 郡 筋 奉 行		三宅円司 (京都郡筋奉行兼帶)	〃 (6.21思永館頭取へ) 和田藤左衛門 (6.23兼帶7.17から)	和田藤左衛門	〃
	大 庄 屋	節丸仁左衛門	〃	〃 (1.まで) 国作武右衛門 (1.国作子供役から)	節丸武右衛門 (筒井)
	木 井 馬 場 村	只五郎	〃	〃 (2.まで) 清田弁吉 (2.上高屋庄屋から)	清田弁吉
節	犬 丸 村	弥八郎	〃	〃 (2.まで) 仁六 (2.光富村から)	仁六
	横 濱 村	節丸古助 (1.19節丸子供役が兼帶)		治左衛門 (2.上伊良原庄屋から)	治左衛門 (4.まで) 旦藏 (4.扇谷庄屋から)
丸	内 垣 村	節丸古助 (1.19横瀬兼帶へ) 助右衛門 (1.19節丸村から)	助右衛門	〃	〃
	上 伊 良 原 村	治左衛門 (7.扇谷・帆柱兼帶)	〃 (〃〃)	〃 (2.横瀬庄屋へ) 久兵衛 (2.下高屋庄屋から)	久兵衛
	下 伊 良 原 村	又三郎 (白川)	〃	〃	〃 (2.又左衛門と改名)
手	帆 柱 村	永沼村平 (扇谷兼帶) (7.まで) 治左衛門 (7.上伊良原庄屋が兼帶)	治左衛門	〃 (〃〃) (2.横瀬庄屋へ) 旦藏 (扇谷兼帶) (2.上伊良原村から)	旦藏 (4.横瀬庄屋へ) 儀兵衛 (扇谷兼帶) (4.上伊良原方頭から)
	扇 谷 村	永沼村平 (7.まで) 治左衛門 (7.上伊良原庄屋が兼帶)	治左衛門	〃 (2.横瀬庄屋へ) 旦藏 (2.治左衛門の子) (帆柱兼帶)	旦藏 (4.横瀬庄屋へ) 儀兵衛 (4.上伊良原方頭から)
永	上 高 屋 村	清田弁吉 (1.19横瀬兼帶)	(〃〃)	〃 (2.木井馬場庄屋へ) 節丸古助 (上高屋兼帶) (2.から)	
	下 高 屋 村	久兵衛	〃	〃 (2.上伊良原庄屋へ) 上田半兵衛 (2.節丸村から)	上田半兵衛
	末 江 村	孫右衛門 (1.19まで) 哲之助 (1.19木井馬場村から)		吉太郎 (2.節丸村から)	吉太郎 (2.上原庄屋へ) 彦左衛門 (2.吉岡庄屋から)

明治元年（1868）	〃 2年（1869）	〃 3年（1870）	〃 4年（1871）	〃 5年（1872）
喜多村脩藏（3.18 中老思永館頭取兼帶） (郡政局主事と改称) 牧野弥次兵衛（3. 18から）		福与平造 (大属と改称)		福与慶茂
〃 (郡宰と改称)	〃	〃(12まで) 酒井鉄五郎(12から)		
〃	〃	〃	〃	〃(8.森勝敬と改名) (9.永井勝敬と改姓)
〃(8.4山鹿庄屋 へ) 中原順右衛門(8.4 ハツ溝庄屋から)	中原順右衛門	〃(1.順藏と改名)	〃	〃 稻田惣太郎(6.13 まで)柳瀬庄屋が 兼帶中原順藏(6. 18から)柳瀬兼帶
〃 柏木古三郎(12.14 花熊村から)	柏木古三郎	〃(1.谷山庄屋へ) 矢成円平(1.谷口庄 屋から)	矢成円平	〃 山田小吉郎(廉蔵) 〃
〃	〃	〃(1.只五郎と改 名)	〃	〃
〃	〃	〃(1.三四郎と改 名)	〃	〃
〃(8.4ハツ溝兼帶)	〃	〃(1.嘉蔵と改名)	〃	〃
〃	〃	〃(1.甚蔵と改名)	〃	〃
〃(8.4大庄村屋へ) 靄我利右衛門(8.4 古川庄屋が兼帶)	靄我利右衛門(12. まで兼帶) 古八郎(玉置) (12.から)	玉置古八郎 古八郎(玉置)	〃	岩崎藤蔵 (谷口兼帶)
〃(8.4まで) 山田利兵衛(8.4大 庄村屋から)	山田利兵衛	〃(2.郷治と改名) (11.耕作と改名)	〃	〃
〃 三好武市	〃	〃	〃	〃 稻田惣太郎(6.18 柳瀬庄屋から)
〃	〃	〃	〃	〃(6.13まで大 村兼帶) 中原順藏(6.18大 庄村屋が兼帶)
〃	〃	〃(平七と改名)	〃	〃(2.7まで) 森榮司(2.7崎山村 から)
家成円平	〃	〃(1.花熊庄屋へ) 柏木古三郎(1.花熊 庄屋から)	山田小吉郎	岩崎藤蔵(ハツ溝 兼帶)
(〃)	(〃)	〃(〃) (1.治郎吉と改名)	三枝治郎吉 (〃)	(〃)
〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	三枝治郎吉(〃)	〃(〃)

第4章 近世

第45表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (8)の1

郡代		元治元年 (1864)	慶応元年 (1865)	2年 (1866)	3年 (1867)
杉生募			"	"	" (5.20寄合へ) 喜多村脩蔵 (5.20 から)
仲津郡筋奉行		和田藤左衛門	"	"	和田卓蔵
長井	大庄屋	長井又蔵	"	"	"
	大庄村	家成円平	"	"	" (11.谷口庄 屋へ) 山田利兵衛 (11. 大坂庄屋から)
	大熊村	岩崎藤蔵	"	"	"
	花熊村	清三郎 (村上)	"	" (2.13まで) 忠兵衛 (清三郎の 子)(2.13から)	村上忠兵衛
	久富村	林田宗平	"	"	"
	続命院村	吉右衛門 (林)	"	"	"
	古川庄村	靄我里右衛門	"	"	"
	本庄村	白石時助	"	"	"
	八ツ溝村		小吉郎	"	長井順右衛門 (長井手永子供役 が兼帶)
	山鹿村	利兵衛 (山田)	" (2.大坂庄屋へ) 長末治平 (2.喜多良庄屋が兼帶)	長末治平 (2.13喜 多良庄屋から)	小吉郎
手	木山村	弥八郎 (家成)	"	"	" (10.3谷口兼帶)
	大坂村	彦九郎	" (2.まで) 山田利兵衛 (2.山 鹿庄屋から)	山田利兵衛	" (11.大庄村屋へ) (大坂取計)
	柳瀬村	森虎太郎 (9.6谷 口庄屋へ) 稻田惣太郎 (9.6 谷口庄屋から)	稻田惣太郎	"	"
	崎山村	林平右衛門	"	"	"
永	谷口村	惣太郎 (9.6柳瀬 庄屋へ) 森虎太郎 (9.6柳 瀬庄屋から)	森虎太郎	"	" (10.3まで) 家成弥八郎 (10.3 木山庄屋が兼帶) 家成円平 (11.大 庄村屋から)
	喜多良村	長末治平 (鎧畠兼 帶)	" (鎧畠・山鹿兼 帶)	" (2.13山鹿庄屋へ) 富太郎 (治平の子) (2.13から鎧畠兼帶)	長末富太郎 (鎧畠 兼帶)
	鎧畠村	長末治平 (喜多良 庄屋が兼帶)	(")	" (2.13山鹿庄屋へ) 富太郎 (2.13喜多 良庄屋が兼帶)	長末富太郎 (")

明治元年 (1868)	〃 2年 (1869)	〃 3年 (1870)	〃 4年 (1871)	〃 5年 (1872)
喜多村脩蔵 (3.18 中老思永館頭取兼帶) (郡政局主事と改称) 牧野弥次兵衛 (3. 18から)		福与平造 (大属と改称)		福与慶茂
〃 (郡宰と改称)	〃	〃 (12まで) 酒井鉄五郎(12から)		
〃 永沼彦作 (取計) 藤河輪三治 (3.3 から取計)	勢嶋仁右衛門	〃 (二作と改名)	〃	〃
輪三治 (6.5まで) 又六 (6.5下組庄 屋) 永沼彦作 (6.5上 組庄屋)(帆柱から 兼帶)	上組彦作 (2.29まで) 庄兵衛 (2.29から城 井馬場村から) 下組又六 (2.29内堀 庄屋へ) 五郎兵衛	上組庄三郎 下組長治 五藏 (進)	上組原田庄三郎 下組藤河長治 〃	白川旦蔵 藤河長次
吉田又三郎 (3.15 末江庄屋へ)	又六 (2.29木井馬場 下組庄屋から)	靄田作七 藤河和三治 進三郎治	〃 〃 〃	吉田又三郎 〃 〃
白川又左衛門 (〃)		白川昇六 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
（〃 ）		(〃)	(〃)	(〃)
旦蔵	"	清田弁吉 〃 (7.10節丸庄屋 へ) 輪田伴平 (7.10節丸 庄屋から)	〃 (1~6まで下高 屋兼帶) 和田撰蔵 (1.まで) 清田弁吉 (1.上高 屋庄屋が兼帶) 勢嶋昇平 (6.光富 庄屋から)	勢嶋昇平 (末江兼帶) 〃
吉田又三郎 (3.15 横瀬庄屋から)	"	"	"	勢嶋昇平 (下高屋兼帶)

第4章 近世

第46表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (8)の2

郡代		元治元年 (1864)	慶応元年 (1865)	〃 2年 (1866)	〃 3年 (1867)
郡代		杉生募	〃	〃	〃 (5.20寄合へ) 喜多村脩藏 (5.20 から)
仲津郡筋奉行		和田藤左衛門	〃	〃	和田卓藏
節丸永手	大庄屋	節丸古助	〃	〃 (8.23まで) 節丸仁右衛門 (8.23から)	節丸仁右衛門 (勢島)
	木井馬場村	又六 (2.まで) 和三治 (2.木井馬 場村から)	和三治 (輪三治と 改名)	輪三治	節丸彦作 (12.21 帆柱庄屋が取計)
	犬丸村	旦藏 (2.下高屋庄 屋へ) 加来徳左衛門 (2. 吉岡庄屋から)	加来徳左衛門 原田庄兵衛 (末江 庄屋から)		
	横瀬村				
	内垣村	伴平 (輪田)	輪田伴平 (上高屋 庄屋へ) 靄田作兵衛 (上高 屋庄屋から)		
	上伊良原村		進三郎右衛門 (節 丸庄屋へ) 進唯五郎 (節丸庄 屋から)		
	下伊良原村				
	帆柱村	永沼彦作	〃	(7.6扇谷兼帶) 〃 (8.23節丸子供 役)	(〃)
	扇谷村	兵右衛門 (兵藏)	〃	彦作 (帆柱庄屋が 兼帶)	(〃)
	上高屋村	靄田作兵衛	輪田伴平 (内垣庄 屋から)		進唯五郎
	下高屋村	庄兵衛 (2.末江庄 屋へ) 旦藏 (2.犬丸庄屋 から)	旦藏	"	輪田伴平 (12.21上 高屋庄屋取計)
	末江村	彦左衛門 (2.まで) 庄兵衛 (2.下高屋 庄屋から)	加来森太郎 (光富 村から)		五郎兵衛 (12.下 高屋村から)

第48表 郡中席順

慶応2年3月 (1866)		明治3年1月 (1870)	
大	庄	屋	屋
格	式	大	庄
大	庄	屋	屋
大	庄	屋	格
大	庄	屋	代
大	庄	屋	勤
大	庄	見	勤
子	供	役	役
格	式	子	供
撫	育	役	役
子	供	代	方
子	役	勤	勢
吟	味	役	方
勘	定	方	方
子	役	勤	方
開	作	方	格
百	人	方	免
同	代	屋	屋
人	押	番	医
押	鄉	商	人
鄉	筒	漁	姓
子	供	名	姓
帶	刀	念	私
庄	屋	人	人
口	部	百	人

(「長井手永大庄屋日記」より)

者でも差し支えないとされた。

選挙権は、大庄屋・子供役・庄屋・農兵・方頭・それに徳人には一枚ずつ、平百姓は五人組で一枚の投票であった。ただし、選挙人の村と名

庄屋の選挙は、大庄屋・子供役の選挙要項に準じるもので、村内に適任者と思う者がいなければ、他村の者でも差し支えないとされた。

慶応二年（一八六六）と明治三年（一八七〇）の郡中席順と称する序列である。慶応二年に見られた役職が明治三年には廃止されている役職が多くあることがわかる。

卷之二

大庄屋・子供役の選挙は、「以前相勧め候者にても、または農兵・譜代・儒医の内にても、その器に当たり候者は誰にても苦しからず」
(「長井手永太一」)と、自分が適任者と思う者を自由に選挙することができた。

被選挙人は一人に限定せず、大中屋・子供役に適任と思う者を二人でも三人でも選挙してきた。手永内に適任者と思う者がいなければ、他手永の

この選挙制度で選ばれたのかどうか確認できないが、同年の十一月には庄屋の入れ替えが行われている。しかし、以前の人物とだいたい同じ顔ぶれである。繁雑な村役人の職務は、経験者でなければ務まらなかつたのであろう。

小倉藩では、翌四年三月に郡政の職制改革が行われた。これに伴つてこの選挙制度もわずか五ヶ月間で廃止された。

第49表 廃止された役職
(慶応4年3月)

都	代	官	行	役	役	役	方	方	番	番
奉	見	定	藏	土	事	桶	在	屋	引	受
山	檢	郡	作	井	炭	蓑	嶋	茶	銀	育
検	郡	作	井	炭	蓑	大橋	御	集	銀	育
郡	土	事	桶	大	橋	郡	郡	集	銀	育
郡	作	同	郡	方	方	方	作	方	手	手
郡	作	同	郡	方	事	同	郡	目	付	付

(「長井手永大庄屋日記」より)

郡政役職の改革 慶応四年(一八六八)三月六日には、藩政改革に伴う郡政改革によって、郡代をはじめ多くの役職が廃止された。改革によって廃止された役職は第49表のとおりである。

郡方内役所も郡方役と改められた。

子供役の廃止

藩の郡政改革に伴って、村方役人の改革もつぎつぎと行われた。慶応四年(明治元)三月十一日、大庄

屋の補佐役である子供役が廃止された。廃止に伴っての身分は、平百姓から子供役になつて三年以上の者は苗字帯刀を許され、席順はこれまでどおりとした。三年未満の者は脇差だけ許された。子供役加勢の者は元の百姓に戻り、脇差を許された。

方頭の廃止

同年閏四月二十五日には、庄屋の補佐役である方頭も廃止された。方頭の廃止は、他村の庄屋を兼務している兼帶庄屋にとっては、職務に支障をきたすほどの重大なことであった。

た。

喜多良村庄屋富太郎は、鎧畠村庄屋を兼帶していた。これまで鎧畠村の方頭が庄屋の職務を代行していたのだが、方頭の廃止によつてすべてが庄屋の掛け持ちとなつた。こうなつては「急場御用方御差し支えに

龍成候」(「長井手永大庄屋日記」と、これまでどおり方頭を置くことを願い出た。と

ころが役所からは、「庄屋ども掛け持ち務めにては御用方差し支え申すべく間、早々御用村方へ引越し、御用務むべし」(「長井手永大庄屋日記」と願いは取り下げられ、早々に転居を命じられている。

廃止された方頭は、明治五年(一八七二)八月には里掌と改称されて戸長(庄屋)の補佐役として復活している。

大庄屋・庄屋の改称

明治二年五月五日、これまで呼びなれてきた大庄屋・庄屋を村長と呼称を変えをした。しかし、職務はこれまでどおりと変わらなかつた。

里正・村長の呼称は、同年十月一日には「これ迄の里正・村長の名目従前とおり大庄屋・庄屋と御改め成られ候」(「長井手永大庄屋日記」と、わずか五

か月で元の呼称に戻された。

商法方下吟味・下役の廃止

同年六月には、郡政局商法方の廃止に伴つて、下役の名目を廃止した。明治三年一月には、大庄屋見習と夫遣が廃止され夫遣の廃止

た。夫遣は必要に応じて大庄屋が庄屋の内から選んで用を達するよう命じられる。

筆生・下役の改称

同年十二月十四日には、小倉藩五郡の筆生・下役の名目を廃し、付属と改称した。

豊津県の区制

明治四年七月十四日には廢藩置縣により豊津藩を廃し、豊津県となつて行政改革が行われた。同月二十日には、一千永を二区に分けてそれぞれ区長が置かれた。一方の区長に大庄屋が任命されたが、一方の役人の区長は在方の事務に不慣れのた

め、実質は大庄屋がこれまでどおりの事務取り扱いであった。

大庄屋については「昨夜区長仰せ付けられ候得ども、右加役大庄屋名目はこれまでどおり相心得らるべき候」（『長井大庄』）と、大庄屋と手永の名称は残し、手永と区が共存した形である。

同年九月五日には、豊津県を一区から四十四区に分かち、仲津郡は一区から十一区となつた。長井手永は八・九区、節丸手永は十・十一区に分かれた。それぞれの区に行政の役人を戸長に置いて、布告、戸籍の職務に当たつた。旧藩時代の大庄屋・庄屋といった村方役人の在方支配は行政役人の手へと徐々に移行していった。

庄屋が戸籍編 製掛となる

同年九月五日には「仲津郡庄屋中、当分戸籍取調掛申し付け候」（『長井手永大』）と庄屋が当分の間戸籍編製掛を命じられた。これは同年四月に戸籍法が布告されて、宗門改人別帳などを備えている庄屋にその作成を担当させたのである。戸籍は翌年二月から登録を開始した。

大庄屋の支庁詰め

明治五年二月十七日、小倉県庁から大庄屋は本・支庁詰めを命じられる。そして、大庄屋二人ずつが月番で本庁詰めを申し渡されたのだが、その日のうちに本庁出仕は撤回の通知が出されている。このころは「朝令暮改」といわれ、新しい制度に対する試行錯誤の状況がありありと窺われる所以である。

手永・大庄屋

同年五月一日には大庄屋が廃止された。しかし、

庄屋の廃止

当分の間これまでどおりの事務取り扱いを命じられている。そして、同月十九日には手永が廃止され、仲津郡は第四十一区から第五十一区に分かれた。犀川町関係は、四十八・四十九・五十・五十一区となつた。

手永を二区に分けた区長には、旧長井手永、旧節丸手永ともに行政役人と旧大庄屋が任命された。また、庄屋も廃止され、戸長と改称された。廃止の時期は、戸長の就任が六月十三日から十八日の間であるので六月上旬に廃止されたものと思われる。

それぞれの区に区長、村に戸長、そして戸長を補佐する旧方頭が、里掌の改称で置かれた。区長・戸長は旧大庄屋・庄屋が引き続いて就任したようである。初代の区長・戸長は第50表のとおりである。また、区長は五月、戸長は六月、里掌は八月にそれぞれ就任している。

第4章 近世

第50表 犀川町域の区長・戸長(明治5年6月)

区	区長	村名	戸長	居住村	就任年月日			
48	秋元 取	花木谷八久統 木本古富院	熊山口溝 成家岩崎白石露我林田林	円平 弥八郎藤藏甚嘉只五郎 藏藏嘉三四郎	木木大古八 山山熊川川 山溝院			
49	森勝5敬・(5大・村19)就任	大柳大崎喜鑑多良烟	村瀬坂山良烟	中原稻田三枝	順藏惣吉治郎吉	花柳崎喜多山田	熊瀬山良	5. 6. 18 5. 6. 18 5. 6. 13 5. 6. 13
50	勢嶋二作(節丸)	(上内下末上高屋)	(原)(富)(丸)(垣岡)(屋江)	勢嶋嶋田和三次	彦九郎定三郎昇平	光加木勢嶋	富富藏	5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13
51	佐々木国香	丸馬場瀬柱谷	河白吉白進永沼	長次旦又三郎昇六三郎治彦作	木河田三郎治	木場原瀬柱	富原作	5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13 5. 6. 13

※ () 内は現豊津町

(「戸長姓名録」(勢嶋文書)「区長戸長里掌姓名録」(永井文書)「年々要用記」(永沼文書)より)